

各行政機関における令和2年度重要政策の検討結果について

「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)第7において、「規則の別表第2の2(2)②の重要政策については、各行政機関において定期的に検討の上、内閣府に報告するものとする。内閣府は、これを取りまとめ公表する。」とされているところ、各行政機関より報告された重要政策について以下のとおり公表します。

(参考)行政文書の管理に関するガイドライン別表第2の2(2)②

総括文書管理者は〇〇省における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

<令和2年度重要政策>

行政機関名	重要政策
内閣官房	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応 ・国家安全保障会議
内閣府	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
公正取引委員会	・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第45号)の施行に伴う関係政令等の制定
警察庁	・令和3年ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正 ・令和3年銃砲刀剣類所持等取締法の改正
個人情報保護委員会	・令和2年度個人情報保護委員会年次報告の策定 ・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
カジノ管理委員会	・特定複合観光施設区域整備法により委任を受けた委員会規則の制定
金融庁	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
消費者庁	・公益通報者保護法の改正 ・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
総務省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
消防庁	・緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更
法務省	・再犯の防止等の推進に関する法律の施行を踏まえた地域再犯防止推進モデル事業(再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業)の推進
出入国在留管理庁	・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正
公安調査庁	・「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)に基づく観察処分の実施
外務省	・日英包括的経済連携協定
財務省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
文部科学省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
厚生労働省	・予防接種法及び検疫法の改正
農林水産省	・みどりの食料システム戦略の策定
経済産業省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
国土交通省	・土地基本法の改正
環境省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
原子力規制委員会	・令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
防衛省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
防衛装備庁	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応